

第6章 景観づくりのルール（景観法第8条第2項第2号関係）

1. 景観づくりのルールの枠組み

高さや面積など規模の大きい建築物や工作物などは、街並みに圧迫感を与え、岩木山を始めとした山並みの眺望を阻害する恐れがあります。また、大規模な開発行為が、緑豊かな自然景観に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、景観計画区域である市全域において、大規模な建築行為などを行う際、良好な景観の形成のために必要な景観形成基準を定め、市に届け出てもらうことにより緩やかな規制・誘導を図り、周辺の景観に与える影響を軽減し、全体として調和のとれた景観づくりを進めます。

また、城下町の街並みや岩木山の眺めなどの弘前ならではの景観については、大切にしたい場所や眺めとして定め、市全域の景観形成基準に加えて、その場所・眺めごとに個別の景観形成基準を上乗せすることで、それぞれの特徴を活かした景観づくりを進めます。

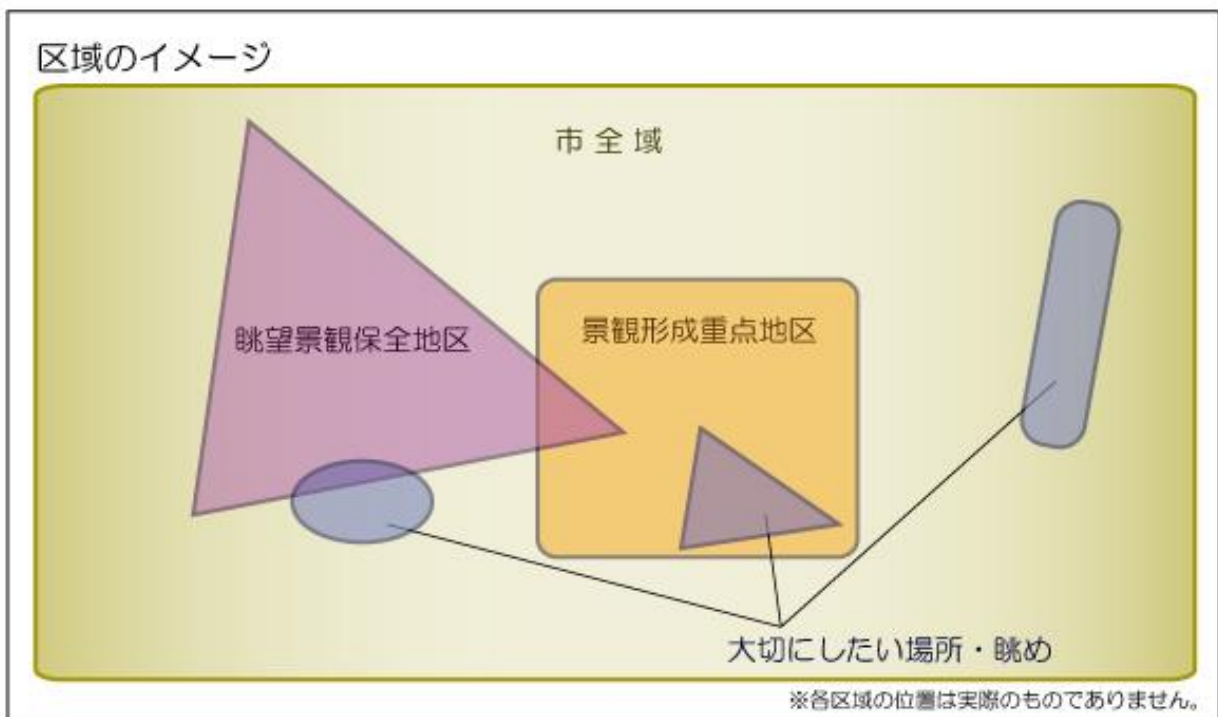
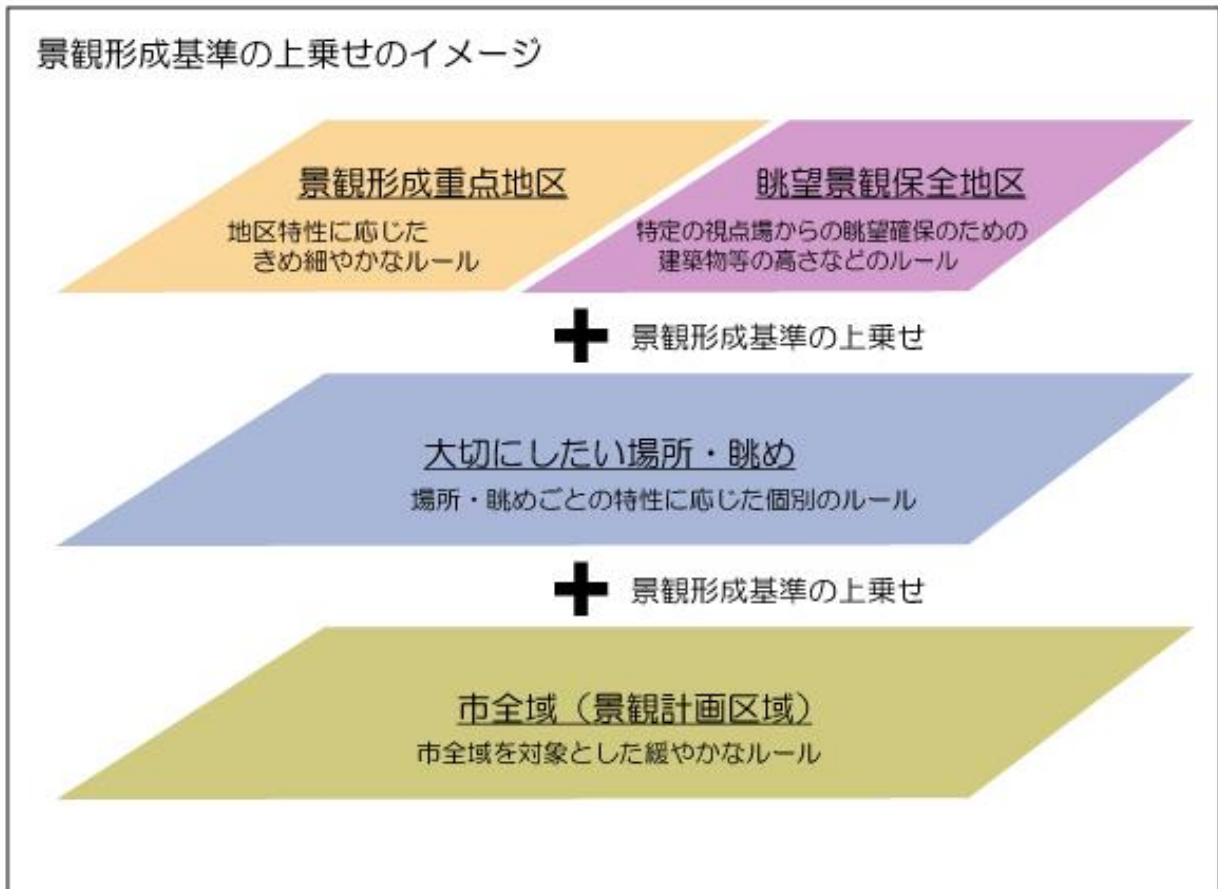
さらに、大切にしたい場所の中でも、特に良好な景観の形成を図る必要がある場所については、景観形成重点地区として指定し、地区特性に応じたきめ細やかな景観形成基準を定め、積極的に景観づくりを進めます。

また、大切にしたい眺めの中でも、特に優れた眺望景観の保全を図る必要がある眺めについては、眺望景観保全地区として指定し、特定の視点場からの眺望を確保するため、建築物等の高さなどの景観形成基準を定め、積極的に景観づくりを進めます。

このように、市全域に対するルールを定めるとともに、場所や眺めの特徴に応じたルールを定めることにより、弘前ならではの景観づくりを推進することとします。

景観づくりのルールの枠組みを図で表すと次のようになります。

○図：景観づくりのルールの枠組み



2.景観づくりのルール

(1) 市全域

①届出の対象となる行為及び規模（大規模行為）

景観計画区域である市全域（景観形成重点地区・眺望景観保全地区を除く）において、下記の行為（大規模行為）を行う場合は届出をする必要があります。

行為の種類		届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)		高さ13m 又は建築面積1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ5m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが5m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
	自動車車庫の用途に供する立体的施設	
	街路灯及び照明灯	
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの	
	橋りょうその他これに類するもの	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く)	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
	発電所、変電所その他これらに類するもの	
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ20m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<市街化区域> 行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積1,000㎡を超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	<市街化調整区域・都市計画区域外> 行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積3,000㎡を超えるもの	
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)		
水面の埋立又は干拓	高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの	

1、※1及び※2 に掲げる行為のうち、

①増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さ及び面積をいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

2、建築物の高さは、建築物の塔屋を含む高さをいう。

②景観形成基準

市全域で行う大規模行為について、行為の種類ごとに、良好な景観の形成のために必要な基準（景観形成基準）を次のとおり定めます。

なお、大切にしたい場所・眺め、景観形成重点地区、眺望景観保全地区では、市全域の景観形成基準にそれぞれの景観形成基準を上乗せします。

行為	事項	景観形成基準
建築物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、突出感や圧迫感を与えない配置・規模とすること。 ・道路や河川、公園等の公共の場所に接する部分からは、できる限り後退し、ゆとりのある景観の形成に努めること。 ・主要な道路や河川などに近接する場合は、背景の山並みや田園景観への広がりのある眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない配置・規模とすること。 ・現在の地形や敷地の持つ特性を活かした配置・規模となるよう努めること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。 ・背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、突出感や違和感を与えない形態意匠とすること。 ・長大な壁面は適度に分節するなど、周辺に圧迫感を与えない形態意匠となるよう努めること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観や街並み、背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、けばけばしくならない色彩とすること。 ・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や河川、公園等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないように努めること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に駐車場を設ける場合は、道路など公共空間から直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等により目隠し修景に努めること。 ・立体駐車場を設置する場合は、敷地内の建築物と一体的な形態意匠となるよう努めること。また、車が直接見えないように目隠しとなる外壁やルーバー等の設置に努めること。 ・周辺に生垣や板塀等がある場合は、街並みの連続性に配慮し、生垣や板塀等の設置に努めること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に努めること。

行 為	事 項	景観形成基準
工 作 物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、突出感や圧迫感を与えない配置・規模とすること。 ・道路や河川、公園等の公共の場所に接する部分からは、できる限り後退し、ゆとりのある景観の形成に努めること。 ・主要な道路や河川などに近接する場合は、背景の山並みや田園景観への広がりのある眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない配置・規模とすること。 ・現在の地形や敷地の持つ特性を活かした配置・規模となるよう努めること。 ・周辺の街並みの連続性や背景の山並みと違和感がない高さとすること。ただし、機能上やむを得ない場合を除く。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観や背景となる景観との調和に配慮し、違和感のない形態意匠とすること。 ・周辺や通り沿いで特徴ある街並みがある場合は、その連続性に配慮した形態意匠とすること。
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観や街並み、背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、けばけばしくならない色彩とすること。 ・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
開 発 行 為	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形をできる限り活かし、長大なのり面・擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合は、のり面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮した形態・素材とすること。 ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化に努めること。
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。 ・周辺の植生との調和に配慮した緑化に努めること。

行為	事項	景観形成基準
土石の採取、鉱物の掘採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採は整然と行い、緑化や周辺の景観との調和に配慮した塀等による修景に努めること。 ・現況の地形をできる限り活かし、長大なのり面・擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合は、のり面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮した形態・素材とすること。 ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・道路や河川、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置・規模となるよう努めること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・跡地は、周辺の植生との調和に配慮した緑化を行うこと。 ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。 ・道路や河川、公園等の公共の場所から見える場合は、生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等により目隠し修景に努めること。
土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形をできる限り活かし、長大な のり面・擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合は、のり面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮した形態・素材とすること。 ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・駐車場を整備する場合は、できる限り出入口を限定するとともに、敷地の外周を周辺の景観との調和に配慮した目隠し修景に努めること。 ・周辺に生垣や板塀等がある場合は、街並みの連続性に配慮した修景に努めること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。 ・生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等による目隠し修景に努めること。
水面の埋立又は干拓	形状	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸、堤防等は、周辺の景観との調和に配慮した形態、素材等とすること。
物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や河川、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置・規模となるよう努めること。 ・積み上げる際は、高さをできる限り抑えるとともに、整然とした集積又は貯蔵となるよう努めること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。 ・道路や河川、公園等の公共の場所から見える場合は、生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等により目隠し修景に努めること。

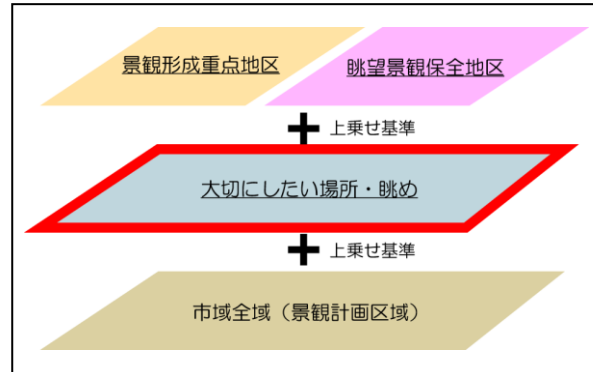
(2) 大切にしたい場所・眺め

(大切にしたい場所 30 カ所・大切にしたい眺め 42 カ所)

城下町の街並みや岩木山の眺めなどの弘前ならではの景観を、大切にしたい場所・眺めとして定めます。

大切にしたい場所・眺めは、景観形成重点地区のような明確な範囲を定めず、場所・眺めへの影響が大きい大規模行為を広く届出の対象とします。また、景観形成基準は場所・眺めごとに個別に定め、市全域にかかるとして基準に上乗せします。

○図：景観形成基準の上乗せのイメージ



○表：大切にしたい場所と景観形成基準

場 所	イメージ (写真)	区域の特徴	景観形成基準
アップルロード		・弘前市南西部のりんご生産地域の道路と国道7号を結ぶ約22kmの市道（一部県道）。	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの特徴であるりんご園の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、りんご園と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、りんご園との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
仲町伝統的建造物群保存地区		<ul style="list-style-type: none"> ・国選定の重要伝統的建造物群保存地区。 ・地区内には、国指定重要文化財の旧弘前藩諸士住宅や、県指定文化財の旧岩田家住宅、旧伊東家住宅がある。 	<p style="text-align: center;">-</p> <p>(重要伝統的建造物群保存地区内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、基準は特に設けない。)</p>
弘前八幡宮～熊野奥照神社界限		・弘前八幡宮本殿・唐門、熊野奥照神社本殿は重要文化財。	<ul style="list-style-type: none"> ・本殿・唐門の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、参道に面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 ・後背地では、参道から眺める本殿・唐門の背景に見えない高さとする。 ・本殿・唐門の存在を阻害しない配置・規模・色彩とすること。
誓願寺の参道		・誓願寺山門は重要文化財。	<ul style="list-style-type: none"> ・山門の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、参道に面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 ・後背地では、参道から眺める山門の背景に見えない高さとする。 ・山門の存在を阻害しない配置・規模・色彩とすること。

○表：大切にしたい場所と景観形成基準

場 所	イメージ（写真）	区域の特徴	景観形成基準
ラベンダー通り		<ul style="list-style-type: none"> ・北大通り（山道町から国道7号まで続く、約2kmの市道）の中央分離帯にラベンダーが植えられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの特徴であるラベンダーの連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、ラベンダーと違和感が生じない色彩とすること。
かくみ小路		<ul style="list-style-type: none"> ・中心商店街土手町と弘前の夜のメインスポット・鍛冶町を結ぶ約100mの小路。 ・太宰治も通ったといわれる喫茶店もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こじんまりとした小路空間をつくるため、通りに面する部分の建築物等の壁面の位置をそろえるよう努めること。 ・通りに面している部分については、にぎわいを創出するような意匠・色彩となるよう工夫すること。
在府町界隈		<ul style="list-style-type: none"> ・藩政時代、武家屋敷街だった街並み。 ・前川國男の作品で国登録有形文化財の木村産業研究所や、市「趣のある建物」の木村家住宅がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの特徴である生垣・黒板塀の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等や屋外広告物は、落ち着いた街並みと違和感が生じない素材・色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、街並みの連続性に配慮した生垣・黒板塀等により目隠し修景を行うこと。
茂森町の通り		<ul style="list-style-type: none"> ・通りには市「趣のある建物」に指定されている酒舗成豊があるほか、禅林街の門前町として栄えた当時をしのばせる建物が点在している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・禅林街の門前町として栄えた歴史性を意識し、街並みの連続性に配慮した配置・規模とすること。 ・門前町としての街並みの連続性に配慮し、可能な限り壁面の位置をそろえること。やむを得ず後退する場合は、伝統的な塀等の設置に努めること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない配置・規模とすること。
茂森町の枳形		<ul style="list-style-type: none"> ・国指定史跡長勝寺構内に位置している。 ・枳形付近には、茂森町屯所（市「趣のある建物」）がある。 	<p>—</p> <p>（史跡内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、基準は特に設けない。）</p>
地区計画による街並み（安原第二地区）		<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画により、用途や屋根の色彩、壁面の位置等の制限がある。 	<p>—</p> <p>（地区計画区域には、用途、壁面の位置及び屋根・外壁の色彩等の制限が設けられているため、景観計画による、基準は特に設けない。）</p>
禅林街		<ul style="list-style-type: none"> ・禅林街は国指定史跡長勝寺構内に位置している。 ・33の同一宗派（曹洞宗）寺院が同じ場所に集まっている、全国的にも珍しい寺院街。 	<p>—</p> <p>（史跡内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、基準は特に設けない。）</p>

○表：大切にしたい場所と景観形成基準

場 所	イメージ（写真）	区域の特徴	景観形成基準
弘前市 齋場周辺		<ul style="list-style-type: none"> ・弘前市齋場は、建築家・前川國男の作品。 ・日本建築家協会25年賞（2009年）を受賞している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・禅林街からの歴史的な街並みの連続性に配慮するとともに、齋場の存在を阻害しない配置・規模とすること。 ・建築物等や屋外広告物は、歴史的な街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、街並みの連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
加藤坂		<ul style="list-style-type: none"> ・加藤味噌醤油醸造元は市「趣のある建物」。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加藤味噌醤油醸造元の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・坂道景観を特徴づける街並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 ・屋根や壁面等は、加藤味噌醤油醸造元との調和に配慮した色彩とすること。 ・後背地では、坂下から眺める加藤味噌醤油醸造元の背景に見えない高さとする。
新寺町 寺院街		<ul style="list-style-type: none"> ・23ヶ寺のうち、最勝院五重塔は重要文化財、5ヶ寺の本堂等が県指定建造物、2ヶ寺の庭園が県指定名勝。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寺院街の街並みの連続性に配慮し、可能な限り壁面の位置をそろえること。やむを得ず後退する場合は、伝統的な塀等の設置に努めること。 ・建築物等や屋外広告物は、寺院街の街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、寺院街の街並みとの連続性に配慮した土塀等により目隠し修景を行うこと。
弘南鉄道 大鱧線と 土淵川		<ul style="list-style-type: none"> ・弘南鉄道は地域住民の足として重要な存在。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線の特徴である土淵川、散策路、街並みの連続性に配慮し、線路に接する場合は、可能な限り線路沿いに配置するとともに、建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 ・車窓からの見え方に配慮するとともに、土淵川・弘南鉄道からのつながりを著しく分断しない形態意匠とすること。
弘前れんが倉庫美術館周辺		<ul style="list-style-type: none"> ・県重宝である昇天教会が近接している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土淵川吉野町緑地から眺める煉瓦倉庫、弘南鉄道、土淵川が調和した景観を阻害しない配置・規模・色彩とすること。 ・煉瓦倉庫東側の小路に面する場合は、可能な限り後退し、その特徴に配慮した黒板塀や生垣を設置するよう努めること。
駅前～上土手町遊歩道		<ul style="list-style-type: none"> ・弘前駅前・上土手町地区計画の地域内に位置している。 	<p style="text-align: center;">-</p> <p>(地区計画及びまちづくり協定により、形態・意匠等の基準が適用されているため、景観計画による基準は特に設けない。)</p>
弘前銘醸煉瓦倉庫周辺		<ul style="list-style-type: none"> ・弘前銘醸煉瓦倉庫は市「趣のある建物」。 	<ul style="list-style-type: none"> ・煉瓦倉庫の存在を阻害しない配置・規模・色彩とすること。 ・煉瓦倉庫の連続する壁面が特徴的な通りに面する場合は、その連続性に配慮し、道路に面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。

○表：大切にしたい場所と景観形成基準

場 所	イメージ (写真)	区域の特徴	景観形成基準
土淵堰と桜並木、りんご園		<ul style="list-style-type: none"> 土淵堰は、正保元年（1644）三代藩主信義時代に新開された。 国（農林水産省）による「疎水百選」に選定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 水路沿いの特徴である桜並木やりんご園の連続性に配慮し、水路に面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 広がりのあるりんご園の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。
国道7号の桜並木		<ul style="list-style-type: none"> 青森方面からの玄関口である津賀野から神田にかけての約2kmの区間に、桜約380本が植樹されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 通りの特徴である桜並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。 屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、桜並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
平川に架かる鉄橋と弘南鉄道大鰐線		<ul style="list-style-type: none"> 河川、鉄橋、電車が調和し良好な景観を生みだしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄橋（電車）と平川の眺めに配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。 平川に近接する場合は、広がりのある平川の眺めに配慮し、河川敷など自然の緑に溶け込む色彩とすること。
小沢の蔵通り		<ul style="list-style-type: none"> 南方には久渡寺山があり、周辺には水田やりんご園が広がる農村集落である。 通り沿いには、蔵が多数立ち並んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 蔵並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 通りの特徴のひとつである生垣による緑の連続性に配慮した生垣の設置に努めること。 背景となる山並みの稜線を遮らない規模とし、山並みや蔵と調和する勾配屋根の採用に努めること。 建築物の屋根や外壁は、現存する蔵の土壁や木材に使用されている黒や黄土色を基調とした素材・色彩とすること。周囲の景観との調和に努めること。
百沢街道の松並木		<ul style="list-style-type: none"> 百沢街道の松並木は県天然記念物。 一部の区域は県立自然公園内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 通りの特徴である松並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 建築物等の外壁や屋外広告物は、松並木と違和感が生じない色彩とすること。 屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、松並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
桜林公園周辺		<ul style="list-style-type: none"> 津軽国定公園内に位置している。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園の特徴である桜並木の連続性に配慮し、公園に面する部分から可能な限り後退するとともに、突出感を与えない配置・規模とすること。 建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。
岩木山神社門前町		<ul style="list-style-type: none"> 岩木山神社には6棟の重要文化財の建造物がある。 県立自然公園内にある。 神社周辺のお山参詣の休憩所は「ヤド」と呼ばれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 岩木山神社の門前町として栄えた歴史性を意識し、街並みの連続性に配慮した配置・規模とするよう努めること。 建築物等や屋外広告物は、岩木山神社の門前町としての街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。 屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、街並みの連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。

○表：大切にしたい場所と景観形成基準

場 所	イメージ（写真）	区域の特徴	景観形成基準
高岡街道の松並木		<ul style="list-style-type: none"> ・高岡街道の松並木は県天然記念物である。 ・一部の区域は県立自然公園内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの特徴である松並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、松並木と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、松並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
高照神社参道		<ul style="list-style-type: none"> ・高照神社には8棟2基の重要文化財、2棟の市指定文化財建造物がある。 ・区域の一部は県立自然公園内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参道の街並みの連続性に配慮し、通りから可能な限り後退するなど、鳥居の存在を阻害しない配置・規模とすること。 ・参道の街並みの連続性に配慮した生垣や塀の設置に努めること。 ・建築物等や屋外広告物は、高照神社参道の街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。
岩木山麓の桜並木		<ul style="list-style-type: none"> ・一部の区域は県立自然公園内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの特徴である桜並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、桜並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
相馬のルピナスとカツラ並木		<ul style="list-style-type: none"> ・国（環境省）が設定した東北自然歩道「新・奥の細道」のコース上に位置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの特徴であるカツラ並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、カツラ並木と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、カツラ並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
史跡大森勝山遺跡周辺		<ul style="list-style-type: none"> ・大森勝山遺跡は縄文時代晩期の環状列石を有する国指定史跡である。 ・遺跡からの岩木山及び周辺の眺望景観は、人工物がなく、縄文時代を彷彿とさせる景観が維持されている。 ・「史跡大森勝山遺跡保存管理計画」において、史跡周辺に緩衝地帯が定められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝地帯では史跡の存在に配慮し、史跡に面する部分からできる限り後退するとともに、史跡から直接見えない配置・規模とすること。 ・緩衝地帯及び緩衝地帯周辺の道路沿いでは史跡の存在に配慮した素材・色彩とすること。 ・岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺めに配慮し、史跡を取り囲む樹木の背景に見えない高さとする。 ・史跡の良好な景観を形成する史跡周辺の樹木は、保存に努めること。 <p>（史跡内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、特に基準は設けない。）</p>

○表：大切にしたい眺めと景観形成基準

眺望区分	場 所	イメージ (写真)	区域の特徴	景観形成基準
岩木山の眺め	仲町伝統的建造物群保存地区		・国選定の重要伝統的建造物群保存地区。	・仲町伝統的建造物群保存地区の後背地では、岩木山と生垣・黒板塀の眺めを阻害しない配置・規模とすること。
	亀甲町・ねぶた村前		・前景の弘前公園は国指定史跡。 ・ねぶた村には市指定文化財と国登録名勝がある。 ・近隣に市「趣のある建物」の川崎染工場がある。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山と弘前公園外堀の緑（桜）の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・ねぶた村前から眺める桜並木の背景に見えない高さとする。
	新坂		・新坂は、弘前公園と藤田記念庭園に挟まれた坂で、観光客も多く訪れる。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木山の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。
	藤田記念庭園		・藤田記念庭園内の4棟の建物は国登録有形文化財。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・藤田記念庭園の緑との調和に配慮した色彩とすること。
	新町坂		・新町坂のサイカチの木は市指定保存樹木。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。 ・藤田記念庭園の緑との調和に配慮した色彩とすること。
	追手門広場		・前景の弘前公園は国指定史跡。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山と弘前公園外堀の緑（桜）の眺めを阻害しない配置・規模とすること。
	仏舎利塔		・仏舎利塔が位置する長勝寺構は国指定史跡。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。
	和徳十字		・岩木山が大きく見えるスポット。 ・藩政時代は、和徳方面からの、城下町への入口であった。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木山の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。

○表：大切にしたい眺めと景観形成基準

眺望区分	場所	イメージ(写真)	区域の特徴	景観形成基準
岩木山の眺め	茜橋		・茜橋は、合併前の旧弘前市(樋の口)と旧岩木町(真土)を結ぶ橋。平成14年に開通した。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木川に近接する場合は、広がりのある岩木川の眺めに配慮し、河川敷など自然の緑に溶け込む色彩とすること。
	岩木橋		・岩木橋は、合併前の旧弘前市(駒越町)と旧岩木町(駒越)を結ぶ橋。明治22年に開通した。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。 ・岩木川に近接する場合は、広がりのある岩木川の眺めに配慮し、河川敷など自然の緑に溶け込む色彩とすること。
	富士見橋		・富士見橋は、紺屋町と浜の町を結ぶ橋。藩政時代は参勤交代の経路にもなっていた。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木川に近接する場合は、広がりのある岩木川の眺めに配慮し、河川敷など自然の緑に溶け込む色彩とすること。
	城北大橋		・城北大橋は、清野袋と藤野を結ぶ橋。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	清瀬橋		・清瀬橋は、船水と町田を結ぶ、平成17年に開通した橋。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	国道7号桜並木		・青森方面からの玄関口である津賀野から神田にかけての約2kmの区間に、桜約380本が植樹されている。	・岩木山と桜並木の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、桜並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
	国道7号大鰐弘前IC付近		・秋田方面からの玄関口である東北自動車道大鰐弘前インターチェンジ付近。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	石川大仏公園		・戦国時代・南部高信の居城・大仏ヶ鼻城の跡地。 ・春には桜、初夏にはアジサイを楽しむことができる。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのあるりんご園や緑の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。

○表：大切にしたい眺めと景観形成基準

眺望区分	場所	イメージ(写真)	区域の特徴	景観形成基準
岩木山の眺め	狼森・陸羯南詩碑		・明治時代に活躍した弘前出身のジャーナリスト・陸羯南の碑で、羯南の名詩「名山名土を出づ…」(名山は岩木山のこと)が彫られている。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	墓地公園前		・岩木山や水田、りんご園が一望できる小高い丘がある。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	りんご公園すり鉢山展望台		・すり鉢山は、藩政時代に鉄砲、大砲の練習的にするために築いた人工の山。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、周辺に溶け込む色彩とすること。
	竜ノ口の水田と逆さ岩木		・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田とりんご園の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。
	石渡の水田		・岩木川の西岸で、一面に水田が広がる。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	愛宕山		・愛宕山には、津軽歴代藩公祈願所だった愛宕山橋雲寺がある。 ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	砂沢溜池		・砂沢溜池は、渡り鳥の飛来地として知られる農業用溜池で、鳥獣保護区にもなっている。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある溜池の眺めに配慮し、自然の緑に溶け込む色彩とすること。
	独狐の森公園		・独狐の森公園は、縄文・平安時代の遺跡である松笠森遺跡の中にある。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。

〇表：大切にしたい眺めと景観形成基準

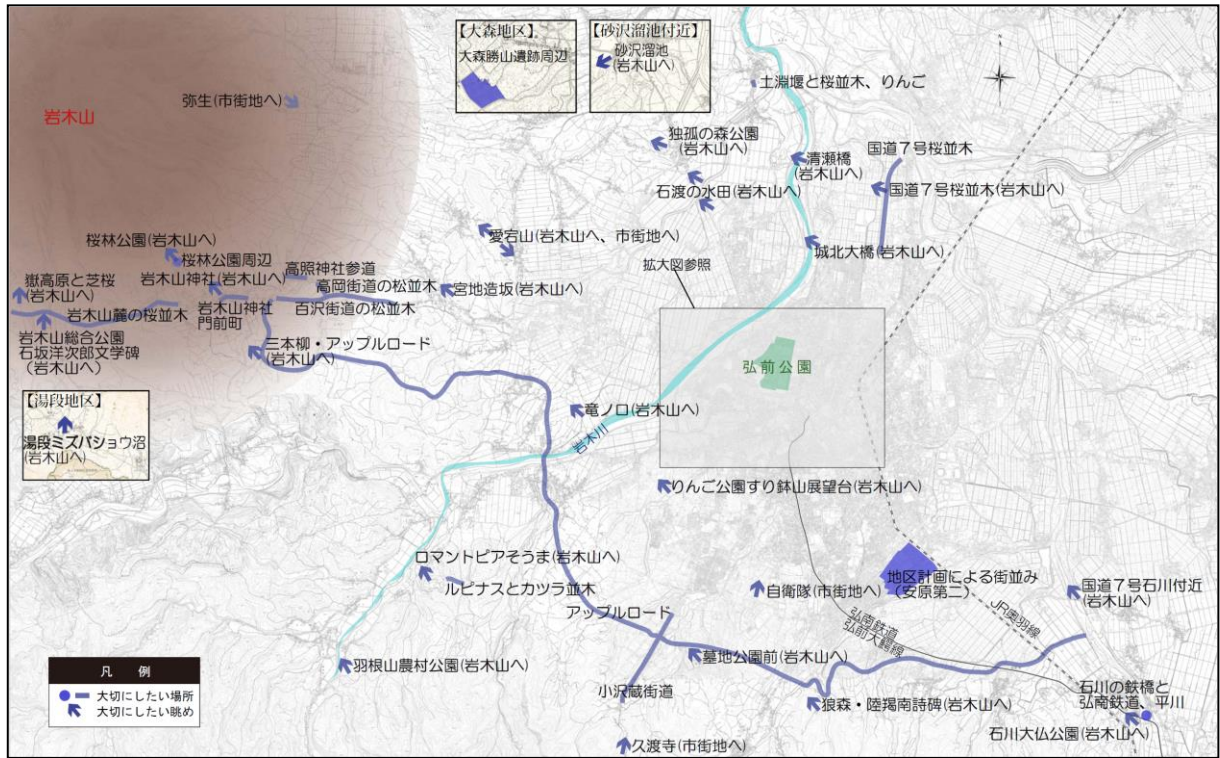
眺望区分	場所	イメージ(写真)	区域の特徴	景観形成基準
岩木山の眺め	宮地造坂		<ul style="list-style-type: none"> ・県のふるさと眺望点に選定されている。 ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木山の眺めや、お山参詣（白装束、黄金色の御幣）との調和に配慮した色彩とすること。
	三本柳・アップルロード		<ul style="list-style-type: none"> ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのあるりんご園と水田の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。
	岩木山神社		<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山神社には6棟の重要文化財の建造物がある。 ・県立自然公園内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山と鳥居の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木山神社の歴史性に配慮した落ち着いたある色彩とすること。
	桜林公園		<ul style="list-style-type: none"> ・桜林公園は、津軽国定公園内に位置している。 ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある桜など自然の眺めに配慮し、自然に溶け込む色彩とすること。
	岩木山総合公園 ・石坂洋次郎文学碑		<ul style="list-style-type: none"> ・石坂作品に数多く登場した岩木山の麓で、青い山脈が一望できる場所。 ・岩木山総合公園からの眺めは、旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山と桜並木の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・桜並木や岩木山など自然の眺めに配慮し、自然に溶け込む色彩とすること。
	嶽高原		<ul style="list-style-type: none"> ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある自然の眺めに配慮し、自然に溶け込む色彩とすること。
	常盤野農村公園の ミズバショウ沼		<ul style="list-style-type: none"> ・津軽国定公園内に位置している。 ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山とミズバショウ沼の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある自然の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。
	ロマントピア そうま		<ul style="list-style-type: none"> ・県のふるさと眺望点に選定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、突出感を与えない規模・色彩とすること。
羽根山 農村公園		<ul style="list-style-type: none"> ・国（環境省）が定めた東北自然歩道「新・奥の細道」のコース上に位置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。 	

〇表：大切にしたい眺めと景観形成基準

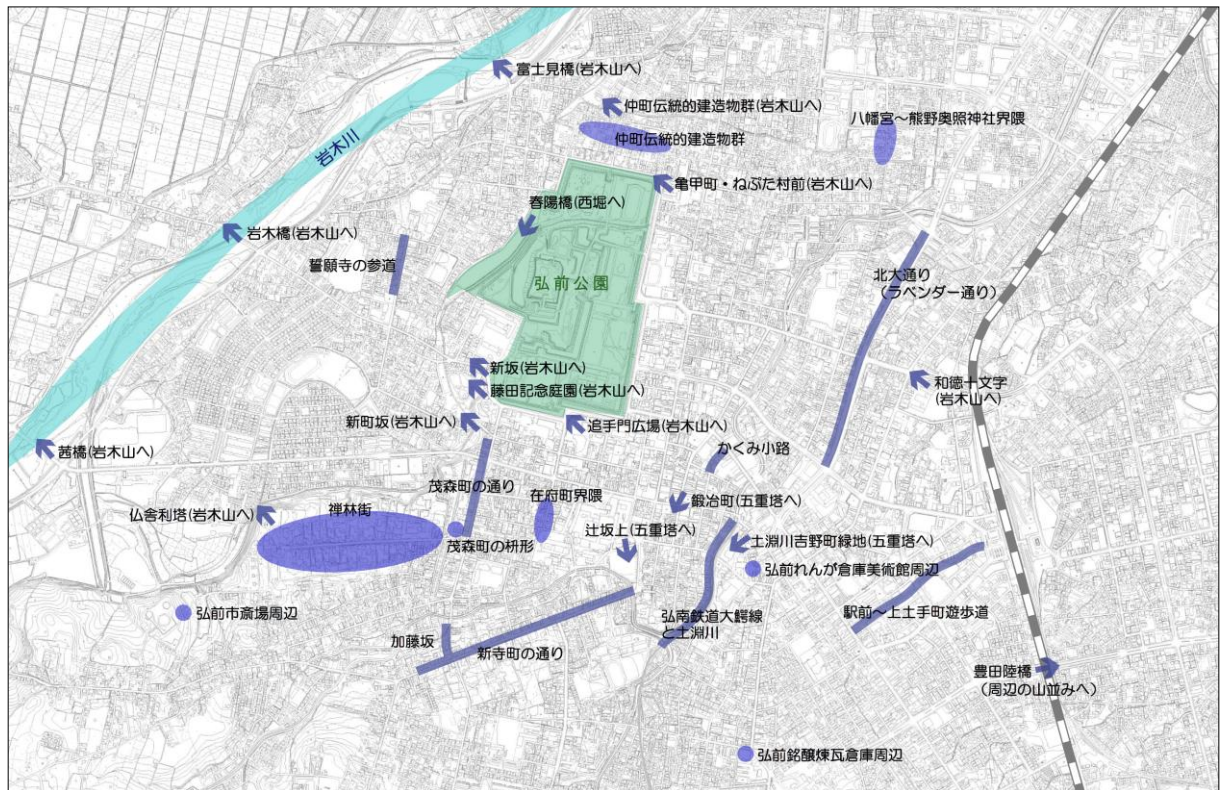
眺望区分	場所	イメージ(写真)	区域の特徴	景観形成基準
五重塔の眺め	鍛冶町		<ul style="list-style-type: none"> 鍛冶町は弘前の夜の繁華街。 通りのつきあたりに五重塔が見える。 	<ul style="list-style-type: none"> 五重塔の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 繁華街のにぎわいを創出するような意匠・色彩となるよう工夫すること。
	土淵川 吉野町緑地		<ul style="list-style-type: none"> 弘前れんが倉庫美術館が隣接している。 	<ul style="list-style-type: none"> 五重塔の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 屋根は、勾配屋根を用いるなど、五重塔と調和する形状とし、彩度を抑えるなど落ち着いた色彩となるよう努めること。
	辻坂上		<ul style="list-style-type: none"> 前景となる土塁は国指定史跡新寺構内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 五重塔の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 新寺構の土塁との連続性に配慮した高さとなるよう努めること。 屋根は、勾配屋根を用いるなど、五重塔と調和する形状とし、彩度を抑えるなど落ち着いた色彩となるよう努めること。
山並みの眺め	豊田陸橋		<ul style="list-style-type: none"> 東方に八甲田山、南方に大鱧山地がづらなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地を取り囲む山並みの稜線を遮らない高さとする こと。 山並みとの調和に配慮した色彩とすること。
市街地の眺め	陸上自衛隊 弘前駐屯地		<ul style="list-style-type: none"> 市街地を一望でき、夜景も美しい場所。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地から背景の山並みまでの奥行きのある眺めに配慮した規模とすること。 背景の山並みの稜線を遮らない高さとする こと。
	久渡寺		<ul style="list-style-type: none"> 久渡寺は、津軽を代表する民間信仰神・オシラサマ（国無形民俗文化財）の寺として知られ、藩政時代は、弘前藩の祈願所であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、突出感を与えない規模・色彩とすること。 背景の山並みの稜線を遮らない高さとする こと。
	弥生 (いこいの 広場前)		<ul style="list-style-type: none"> 昼間の眺望のほか、夜景も美しい場所である。 オートキャンプ場やピクニック広場などがあり、市民に親しまれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地から背景の山並みまでの奥行きのある眺めに配慮した規模とすること。 背景の山並みの稜線を遮らない高さとする こと。
	愛宕山		<ul style="list-style-type: none"> 愛宕山には弘前歴代藩公祈願所だった愛宕山橋雲寺がある。 昭和3年に当時の新聞社が選定した津軽十景のひとつ。 	<ul style="list-style-type: none"> 広がりのあるりんご園や水田、市街地から背景の山並みまでの奥行きのある眺めに配慮し、突出感を与えない規模・色彩とすること。 背景の山並みの稜線を遮らない高さとする こと。
その他	亀紺橋 から見る 弘前公園西濠		<ul style="list-style-type: none"> 亀紺橋は、弘前公園の北西にあり、市「趣のある建物」である旧紺屋町屯所も隣接している。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成重点地区の後背地では、亀紺橋から眺める桜並木の背景に見えない高さとする こと。

○地図：大切にしたい場所・眺め

【広域図】



【弘前公園周辺拡大図】



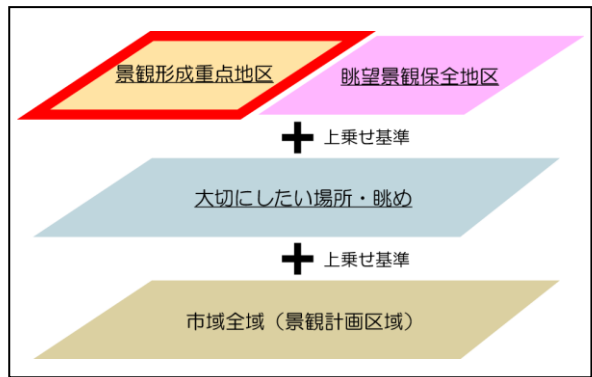
(3) 景観形成重点地区(2カ所)

弘前ならではの景観を守りはぐくむため、景観づくりを重点的に進めていく地区を、景観形成重点地区として指定します。

景観形成重点地区での建築物の建築や工作物の建設などの行為については、規模を限定せず、原則すべての行為を届出の対象とし、良好な景観づくりのための景観形成基準をきめ細やかに定めます。

また、今後、景観づくりに対する住民意識の醸成の度合いを見ながら、重点的な取組みが必要と判断される場合は、大切にしたい場所などから追加指定していきます。

○図：景観形成基準の上乗せのイメージ

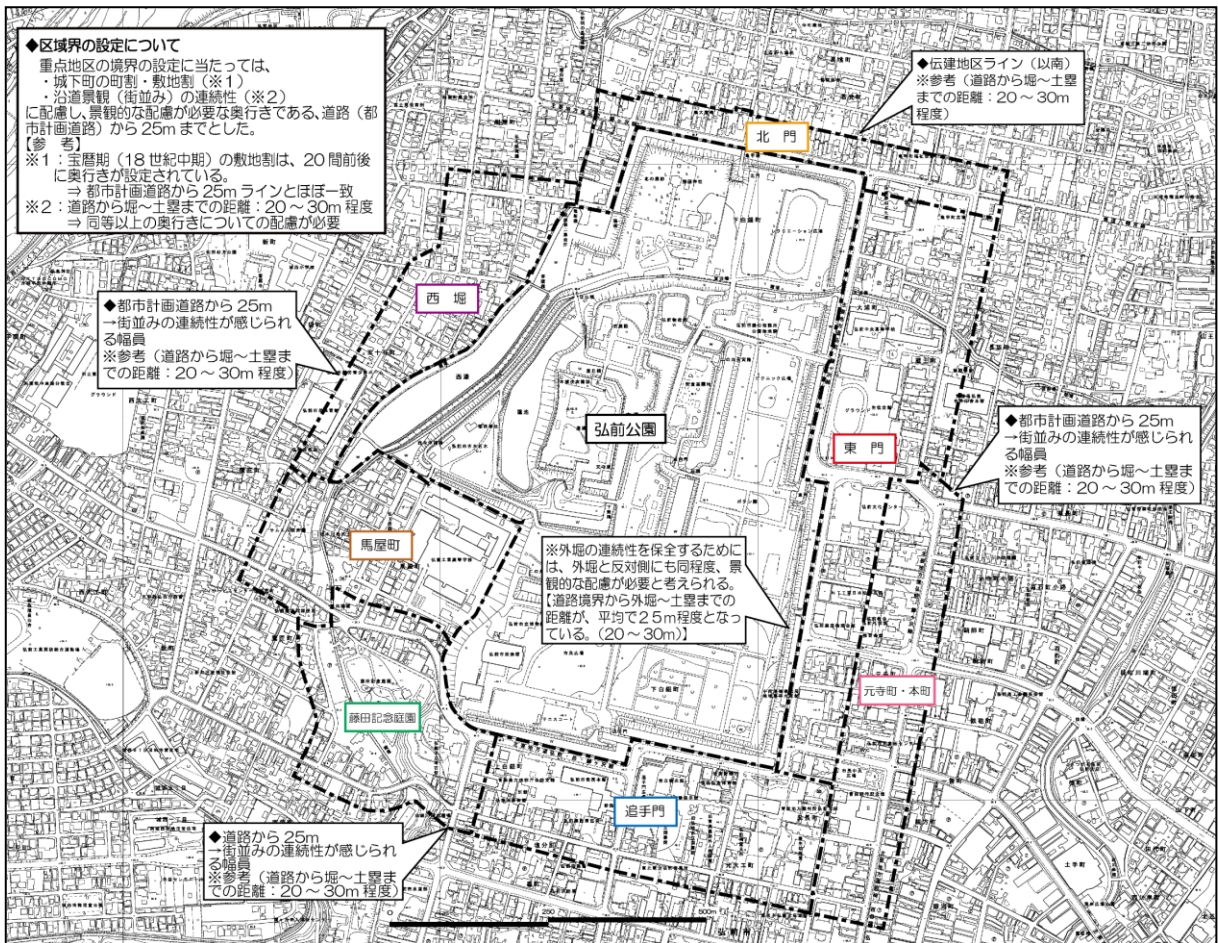


<景観形成重点地区の位置、名称及び景観形成基準等>

景観形成重点地区

①お城まわり地区

ア) 位置



※建築物又は工作物が景観形成重点地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて景観形成重点地区内にあるものとみなします。

【地区の概況】

弘前藩の城下町として 17 世紀初頭に建設された弘前市において、弘前公園や仲町伝統的建造物群保存地区を中心に、弘前城下町の発祥の地として、その歴史的な趣を最もよく残している地区です。

弘前公園は、弘前城跡として国指定史跡であるとともに都市公園でもあり、市民の憩いの場として、また、市の文化観光の中心地として、緑あふれる景観をつくっています。

地区には、藩政時代の建造物や街並みだけでなく、旧第五十九銀行本店本館（青森銀行記念館、重要文化財）や三上ビル（旧弘前無尽社屋、登録有形文化財）などの明治・大正期の洋風建築や、弘前市民会館や弘前市庁舎、青森県立弘前中央高校講堂などの前川國男による建造物群など、各時代に渡る建物や街並みが共存しています。

イ) 届出対象行為

行為の種類		届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)		当該行為に係る建築面積10㎡を超えるもの 又は、新築、増築、改築で、高さが10mを超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ1.5m(建築物に設置する工作物にあつては当該工作物の高さが1.5m、又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積10㎡を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
	自動車車庫の用途に供する立体的施設	
	街路灯及び照明灯	
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの	
	橋りょうその他これらに類するもの	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く)	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
自動販売機		
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの		
発電所、変電所その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあつては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為によって生じる法面又は擁壁の高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)		
水面の埋立又は干拓		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの

※1及び※2 に掲げる行為のうち、

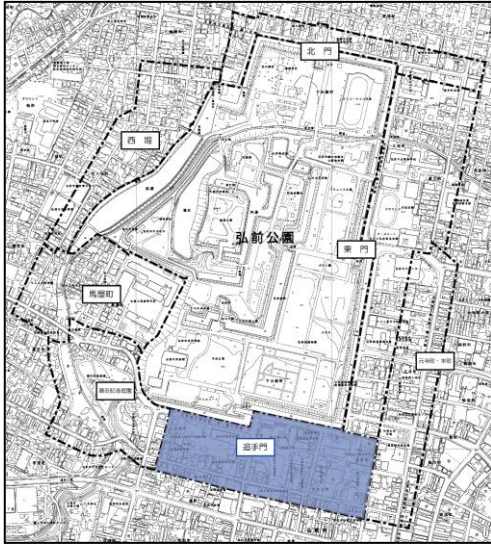
①増築又は改築にあつては、当該増築又は改築後の高さをいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

ウ) 景観形成基準など

地区内の特性に応じて7つのエリアに分け、それぞれに良好な景観づくりのための景観形成基準を定めます。

a) 追手門エリア



[エリアの特徴]

観光拠点である弘前公園の玄関口の追手門とともに、市役所、裁判所、観光館、図書館など各種公共施設の集積した地区。

[景観づくりの方向性・方針]

歴史と緑（桜）と堀の調和に配慮し、政治・文化の中心として風格のある都市景観の形成を図る。

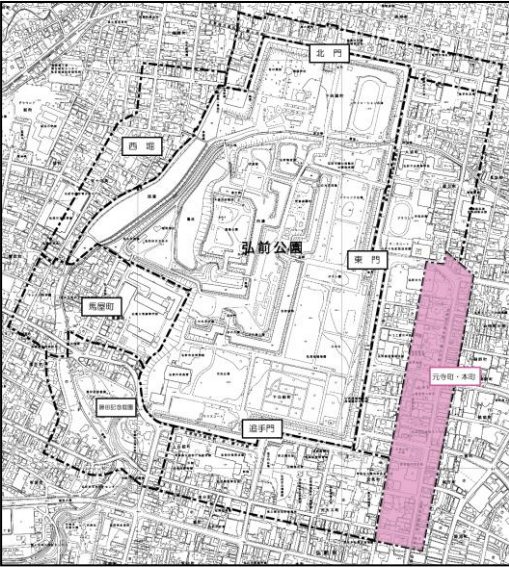


[景観形成基準]

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・外堀に面する場合は、外堀と緑(桜)の連続性に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。 ・追手門広場からの岩木山の眺めを阻害しない位置とすること。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・外堀の緑(桜)との調和に配慮した高さとする。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。 ・追手門広場からの岩木山の眺めを阻害しない高さとする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・城下町弘前の歴史・文化を象徴する地区にふさわしい落ち着いたきと風格のある形態及び意匠とすること。 ・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着いた感じられる素材の採用に努めること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着いたきのある色彩とすること。ただし、公園の緑(桜)と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。 ・複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくなるよう工夫すること。 ・屋根は、黒、濃茶などの落ち着いたきのある色彩とすること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。 ・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。 	

b) 元寺町・本町エリア

[エリアの特徴]



弘前公園と土手町などの商業地に挟まれ、歴史的街並みと現代的街並みの双方の特徴を有する地区。

[景観づくりの方向性・方針]

歴史的な資源と現代的な資源の調和に配慮し、古今・和洋の要素が融合する都市景観の形成を図る。

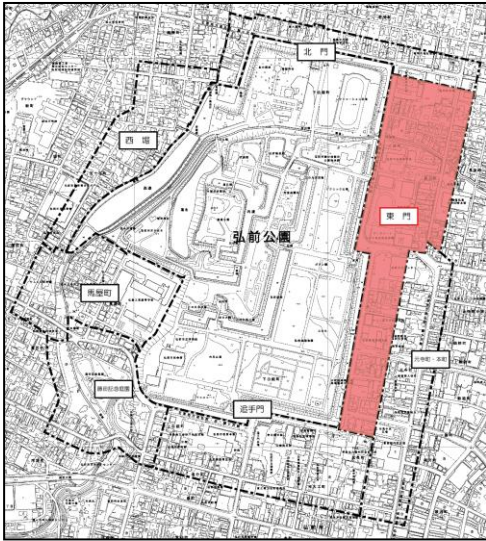


[景観形成基準]

建築物・工作物	配置	・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。
	規模	・東門エリアとのつながりや、古今・和洋の建築物との調和に配慮した高さとなるよう努めること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。
	形態意匠	・古今・和洋の要素が混在している通り景観の魅力を高めるため、通りからの見え方を意識した形態意匠とすること。 ・優れた景観資源と融合するデザイン性の高い先導的な形態意匠となるよう努めること。 ・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着いた感じられる素材の採用に努めること。
		色彩
	屋外設備等	・道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
	その他	・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とするよう努めること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。

c) 東門エリア

[エリアの特徴]



城下町の街並みの中にとけ込むように多くの公共施設が立地し、また、弘前公園外堀の緑（桜）が歴史を感じさせる地区。

[景観づくりの方向性・方針]

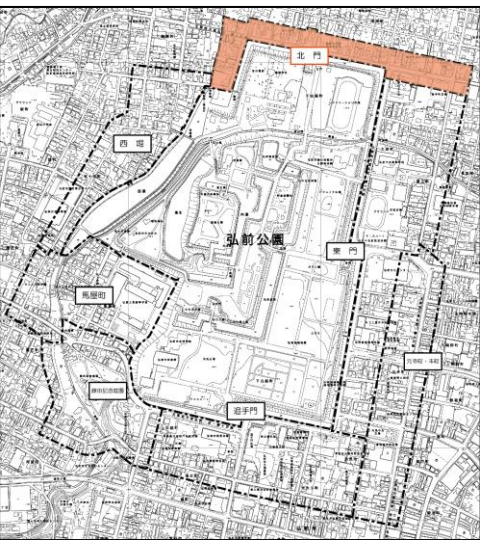
歴史を感じさせる弘前公園の緑（桜）と堀の調和に配慮し、潤いと落ち着きのある都市景観の形成を図る。



[景観形成基準]

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> 外堀に面する場合は、外堀と緑（桜）の連続性に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 外堀の緑（桜）との調和に配慮した高さとする。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。 周囲の建築物との調和に配慮し、街並みから突出した高さとならないこと。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する商業地や住宅地の街並みとの連続性に配慮し、落ち着きと風格のある形態及び意匠とすること。 弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着きの感じられる素材の採用に努めること。
		色彩
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。 自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。

d) 北門エリア



[エリアの特徴]

伝統的建造物群保存地区に隣接し、石場家住宅（重要文化財）や川崎染工場（市「趣のある建物」）など歴史的な風情を色濃く残す地区。

[景観づくりの方向性・方針]

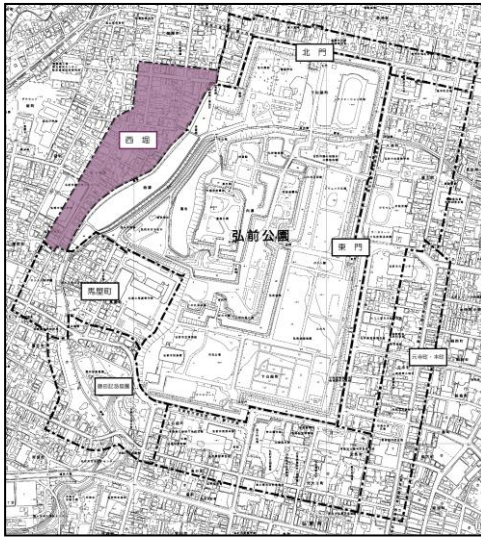
弘前公園の堀や緑（桜）と調和し、背景に岩木山を望むこみせを活かした道路景観の形成を図る。



[景観形成基準]

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・こみせのある街並みに配慮し、建築物の壁面の位置をそろえるよう努めること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。 ・ねぶた村前からの岩木山の眺めを阻害しない位置とすること。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・外堀の緑（桜）との調和に配慮した高さとする。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。 ・ねぶた村前からの岩木山の眺めを阻害しない高さとする。 ・こみせのある街並みに配慮し、道路に面する部分の高さをそろえるよう努めること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する伝建地区の歴史的風致に配慮し、伝統的な形態及び意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、落ち着いた風格のある形態及び意匠とすること。 ・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着いた感じられる素材の採用に努めること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。ただし、公園の緑（桜）と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。 ・複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくなるよう工夫すること。 ・屋根は、黒、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。 ・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。

e) 西堀エリア



[エリアの特徴]

西堀の優れた歴史的景観を背景とする閑静な住宅地。部分的に門構えや生垣が残り、昔ながらの面影が残る地区。

[景観づくりの方向性・方針]

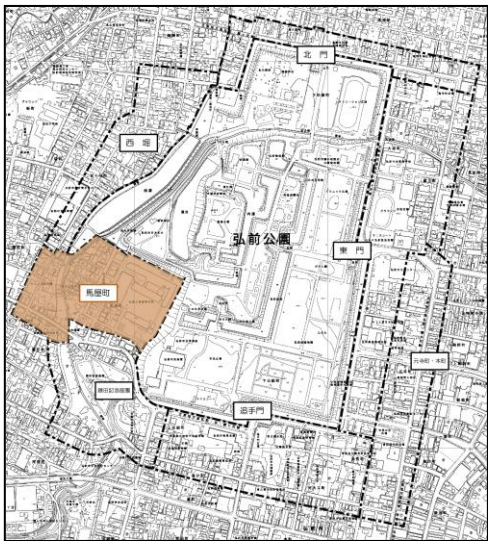
西堀と緑（桜）を背景とした、歴史が感じられる閑静な住宅地景観の形成を図る。



[景観形成基準]

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮した位置とすること。 ・弘前公園に面する場合は、弘前公園の緑（桜）との調和に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前公園の緑（桜）との調和に配慮した高さとする。公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。 ・春陽橋からの西堀の眺めを阻害しない高さとする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、落ち着いた風格のある形態及び意匠とすること。 ・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着いた感じられる素材の採用に努めること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。ただし、公園の緑（桜）と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。 ・複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくなるよう工夫すること。 ・屋根は、黒・茶などの落ち着いた色彩とすること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。 ・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。 	

f) 馬屋町エリア



[エリアの特徴]

西堀と藤田記念庭園を結ぶ位置にある閑静な住宅地。部分的に門構えや生垣が残り、昔ながらの面影が残る地区。

[景観づくりの方向性・方針]

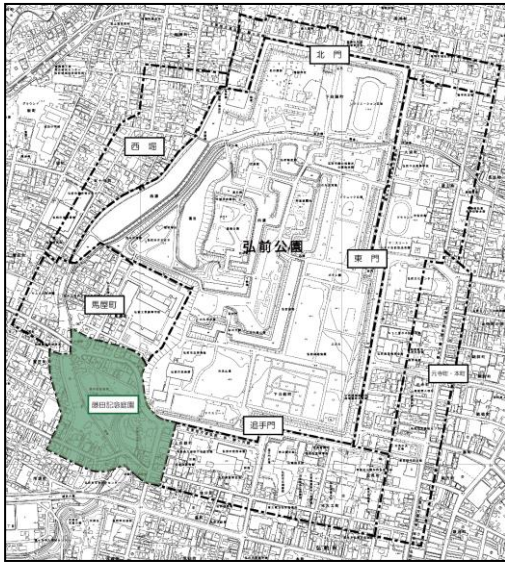
西堀と藤田記念庭園に挟まれた、歴史を感じられる閑静な住宅地景観の形成を図る。



[景観形成基準]

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮した位置とすること。 ・弘前公園に面する場合は、弘前公園の緑(桜)との調和に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前公園の緑(桜)との調和に配慮した高さとする。公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。 ・春陽橋からの西堀の眺めを阻害しない高さとする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、落ち着いた風格のある形態及び意匠とすること。 ・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着いた感じられる素材の採用に努めること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。ただし、公園の緑(桜)と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。 ・複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくなるよう工夫すること。 ・屋根は、黒・茶などの落ち着いた色彩とすること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。 ・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。

g) 藤田記念庭園エリア



[エリアの特徴]

藤田記念庭園を中心とした豊かな緑との調和が求められる地区。昔ながらの坂道が、地区の特徴のひとつとなっている。

[景観づくりの方向性・方針]

藤田記念庭園の緑を背景とした歴史を感じられる閑静な道路景観の形成を図る。



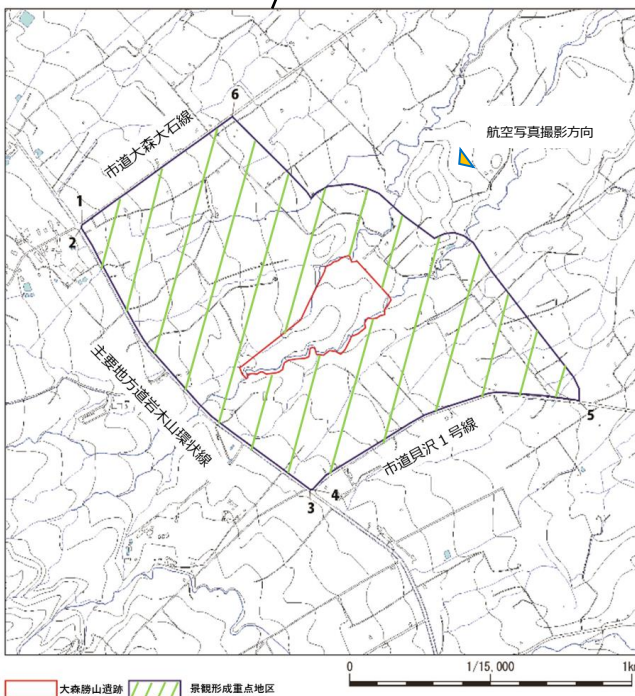
[景観形成基準]

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前公園と藤田記念庭園の緑のつながりに配慮した位置とすること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。 ・新坂や新町坂に近接する場合は、坂道景観の連続性に配慮した位置とすること。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前公園と藤田記念庭園の緑とのつながりを著しく遮らない高さとする。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。 ・新坂や新町坂に近接する場合は、坂道景観の連続性に配慮し、建築物等の高さをそろえるよう努めること。 ・春陽橋からの西堀の眺めを阻害しない高さとする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、落ち着きと風格のある形態及び意匠とすること。 ・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着きの感じられる素材の採用に努めること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着いた色彩とする。ただし、公園の緑(桜)と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。 ・複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくなるよう工夫すること。 ・屋根は、黒、濃茶などの落ち着いた色彩とする。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。 ・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。 	

景観形成重点地区

②大森勝山遺跡周辺地区

ア) 位置



【区域の境界】

1-2	主要地方道岩木山環状線と市道大森大石線の交点 道路境界線（東側）
2-3	主要地方道岩木山環状線 道路境界線（東側）
3-4	主要地方道岩木山環状線と市道貝沢1号線の交点 道路境界線（北側）
4-5	市道貝沢1号線 道路境界線（北側）
5-6	遺跡へのアクセス道路（計画中） 境界線から北東へ100m
6-1	市道大森大石線 道路境界線（北側）

※建築物又は工作物が景観形成重点地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて景観形成重点地区内にあるものとみなします。

【地区の概況】

大森勝山遺跡は縄文時代の環状列石を有する国指定史跡です。遺跡からの岩木山及び周辺の眺望景観は、人工物が視界に入らず、縄文時代を彷彿とさせる景観が維持されています。

「史跡大森勝山遺跡保存管理計画」において、史跡周辺に緩衝地帯が定められており、この区域は史跡周辺で、史跡と一体となって景観を形成する区域であり、現状の景観の保全が史跡景観の保護に重要な地区です。

イ) 届出対象行為

行為の種類		届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)		当該行為に係る建築面積10㎡を超えるもの 又は、新築、増築、改築で、高さが10mを超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ1.5m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが1.5m、又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積10㎡を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
	自動車車庫の用途に供する立体的施設	
	街路灯及び照明灯	
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの	
	橋りょうその他これらに類するもの	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く)	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
自動販売機		
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
発電所、変電所その他これらに類するもの		
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為によって生じる法面又は擁壁の高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)		
水面の埋立又は干拓		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの

※1及び※2 に掲げる行為のうち、

①増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さをいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

ウ) 景観形成基準など

「史跡大森勝山遺跡保存管理計画」及び「縄文遺跡群包括的保存管理計画」に定められている緩衝地帯は、史跡と一体となって景観を形成する地区です。景観の保全が史跡景観の保護に重要であるため、緩衝地帯全域を重点区域とし、きめ細かな景観形成基準を設定します。

【景観形成基準】

建築物・ 工作物	配 置	・緩衝地帯では史跡の存在に配慮し、史跡に面する部分からできる限り後退するとともに、史跡から直接見えない配置・規模とすること。 ・岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺めに配慮し、史跡を取り囲む樹木の背景に見えない高さとすること。
	規 模	
	形態意匠 色彩	緩衝地帯では史跡の存在に配慮した素材・色彩とすること。
開発行為・ 土地の形質 の変更	その他	史跡の良好な景観を形成する史跡周辺の樹木は、保存に努めること。

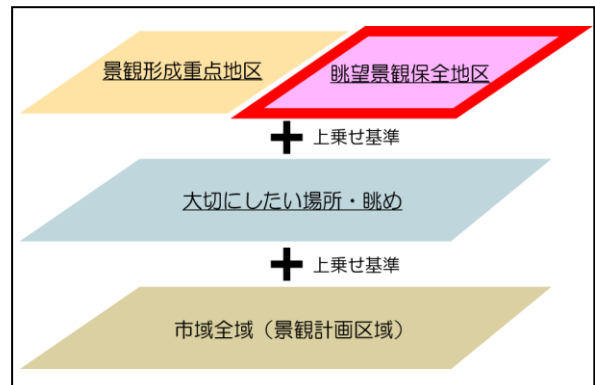
(4) 眺望景観保全地区 (3カ所)

弘前ならではの眺望景観を守りはぐくむため、眺めの保全を重点的に進めていく地区を、眺望景観保全地区として指定します。

眺望景観保全地区では、視点場と視対象を定め、眺めを保全するために必要な建築物と工作物の高さ制限などを設けます。

また、今後、眺望景観の保全に対する住民意識の醸成の度合いを見ながら、重点的な取り組みが必要と判断される場合は、大切にしたい眺めなどから追加指定していくものとします。

○図：景観形成基準の上乗せのイメージ



<眺望景観保全点地区の位置、名称及び景観形成基準等>

眺望景観保全地区

①弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区

【地区の概況】

岩木山は、市内の至る所から眺望できる、弘前のシンボリックな存在で、「お山参詣」など、古くから信仰の対象にもなっています。

特に弘前城本丸と城西大橋からの岩木山は、市民アンケートで「大切にしたい」との回答が大変多いなど、市民に親しまれている眺望であり、また、弘前公園や藤田記念庭園などととも、観光客にも楽しんでもらえる景観となっています。

弘前城本丸は、市民憩いの場であり、弘前市を代表する観光資源である弘前公園に位置し、多くの観光客や市民が訪れる視点場です。

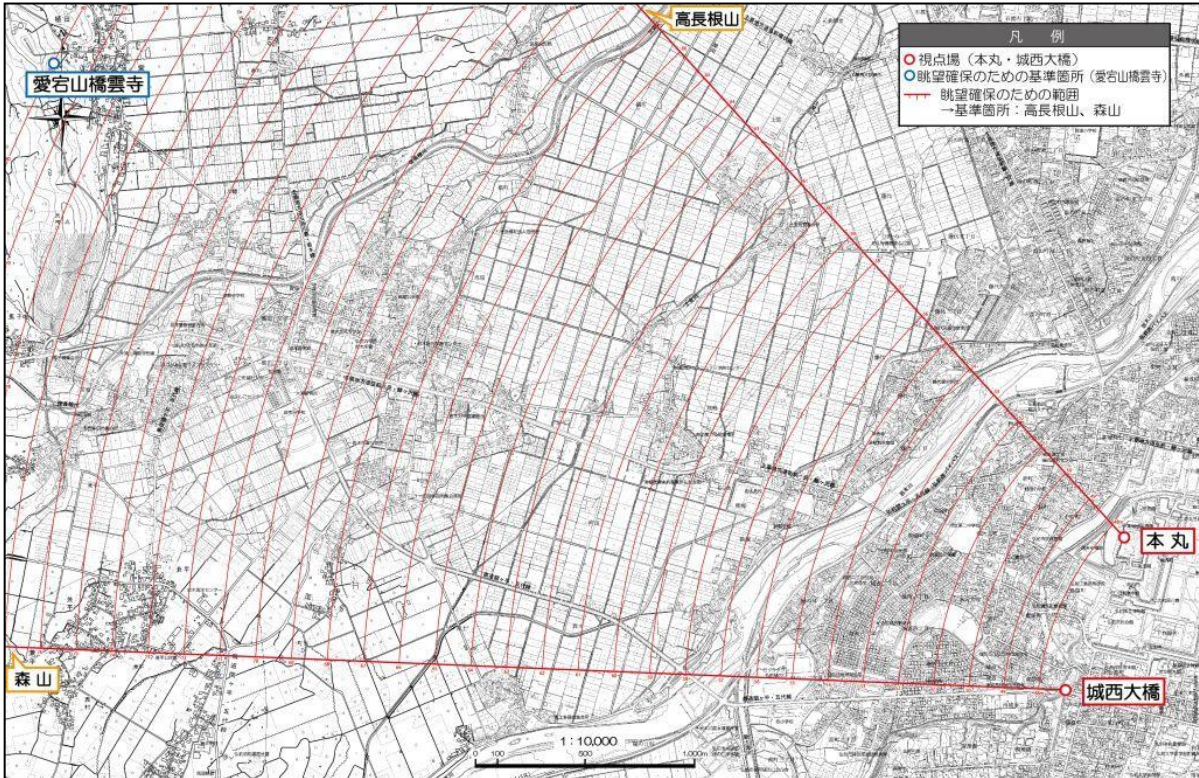
城西大橋は、通勤・通学で多くの市民が行き来する場所であり、弘前公園と禅林街という弘前市を代表する観光資源を結ぶルートから近く、南北に広く視界が開け、岩木山を広範囲で眺望できる視点場です。

ア) 眺望確保範囲

城西大橋から岩木山を眺めたときに、北端の高長根山と南端の森山に挟まれた範囲で、少なくとも愛宕山（橋雲寺を基準）の眺望を確保するものとします。

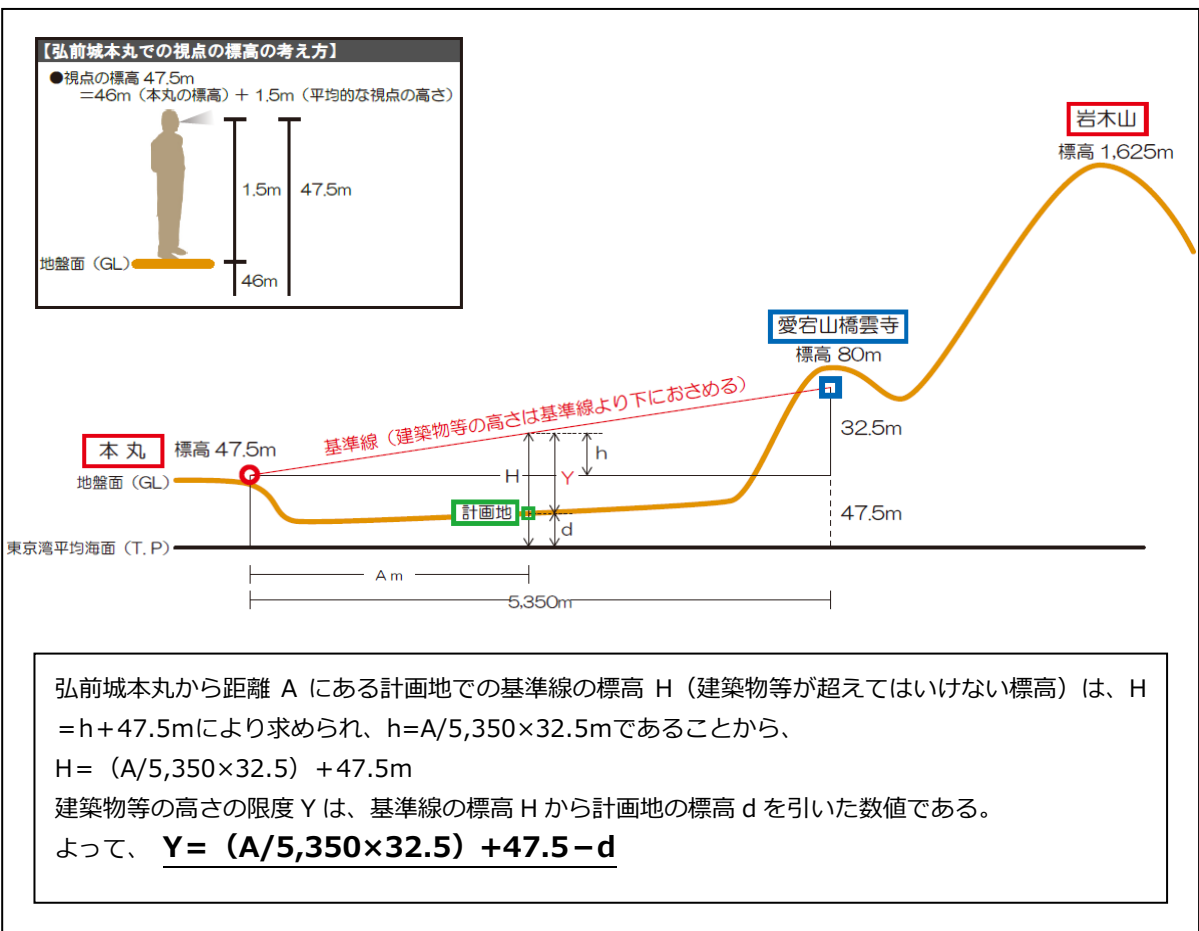


○図：岩木山の眺望確保範囲（平面図）



※建築物又は工作物が眺望景観保全地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて眺望景観保全地区内にあるものとみなします。

○図：建築物等の高さの限度の求め方（参考）



イ) 届出対象行為

行為の種類	届出が必要な規模	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)	高さ10m 又は建築面積1,000㎡を超えるもの	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ5m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	高さ10m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
	自動車車庫の用途に供する立体的施設	
	街路灯及び照明灯	
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの	
	橋りょうその他これに類するもの	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く)	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
	発電所、変電所その他これらに類するもの	
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ14m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積1,000㎡を超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)		
水面の埋立又は干拓	高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		

1、※1及び※2に掲げる行為のうち、

①増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さ及び面積をいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

2、建築物の高さは、建築物の塔屋を含む高さをいう。

3、工作物の高さは、工作物が建築物に付設される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さをいう。

※景観形成重点地区内の行為については、景観形成重点地区の届出規模が優先します。

ウ) 景観形成基準

建 工 築 物 物	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前城本丸から眺めたときに岩木山のすそ野までの眺望が確保できる、標高80m以上が隠れない高さとする。こと。(※) ・弘前城本丸及び城西大橋からの眺めに違和感を与えない規模とすること。
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮し、弘前城本丸及び城西大橋からの眺めに違和感を与えない色彩とすること。

※計画地での建築物等の高さ制限が10m以下となる場合（架空電線用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものは14m以下となる場合）は除く。

【標高 80m を高さ基準とした背景】

弘前城本丸から岩木山を眺望した時に、岩木山のすそ野までの眺望がほぼ確保できる高さが、標高 80m です。

この標高 80m の地点にある愛宕山橋雲寺には、為信が安置した西北鎮護の仏「厨子入愛宕権現像」があり、弘前市の歴史的景観にとって重要な場所となっています。

眺望景観保全地区

②蓬萊橋からの最勝院五重塔の眺めを保全する地区

【地区の概況】

最勝院五重塔は、新寺町寺院街の東の入口にあり、重要文化財として指定されている五重塔の中では日本最北に位置しています。市内有数の観光名所となっているほか、市民にも古くから愛されており、毎年7月に催される最勝院・八坂神社宵宮は、市内最大規模の出店や人出でにぎわいます。

特に蓬萊橋から見る五重塔は、現在ではその一部が視認できる程度ですが、土手町やその周辺に建物が増えた戦後まもなくまではほぼその全貌を眺めることができ、街なかに居ながら歴史の奥深さを感じることができる、弘前ならではの眺望景観でした。

蓬萊橋がある土手町は、市の中心商店街であり、現在も多くの市民や観光客が訪れる場所であるため、市民の景観への意識を高める上で、さらに観光客へ五重塔を観光資源としてアピールする上で、重要な視点場となりうるものです。

蓬萊橋からの五重塔の眺めを眺望景観保全地区として指定することにより、弘前市の眺望景観のシンボルとして、積極的に守り育てていきます。

また、市では、眺望を阻害している電柱・電線類について、移設などを行い、良好な五重塔の眺望を確保することについて検討していきます。

ア) 眺望確保範囲

蓬萊橋から五重塔を眺めたときに、五重塔を中心とした半径20mの範囲で、五重塔の最上部の相輪（尖塔）および四重（上から2層目）の壁面までの眺望を確保するものとします。

○図：五重塔の眺望確保範囲

・蓬萊橋西端から2.5m地点での見え方



・蓬萊橋西端から6.5m地点での見え方



・蓬萊橋中央（両端から8.5m地点）での見え方



・蓬萊橋東端から5.3m地点での見え方



イ) 届出対象行為

行為の種類		届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)		高さ8m 又は建築面積1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ5m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	高さ8m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
	街路灯及び照明灯	
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの	
	橋りょうその他これに類するもの	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く)	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの		
発電所、変電所その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積1,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)		
水面の埋立又は干拓		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの

- ※1及び※2に掲げる行為のうち、
 - 増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さ及び面積をいう。
 - 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。
- 建築物の高さは、建築物の塔屋を含む高さをいう。
- 工作物の高さは、工作物が建築物に付設される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さをいう。

ウ) 景観形成基準

建 工 築 物 物	規 模	・蓬萊橋から眺めたときに上から2層目の壁面までの五重塔の眺望が確保できる高さとする。こと。 ・蓬萊橋から五重塔の眺めに違和感を与えない規模とする。こと。
	色 彩	・周辺の街並みとの調和に配慮し、蓬萊橋からの眺めに違和感を与えない色彩とする。こと。

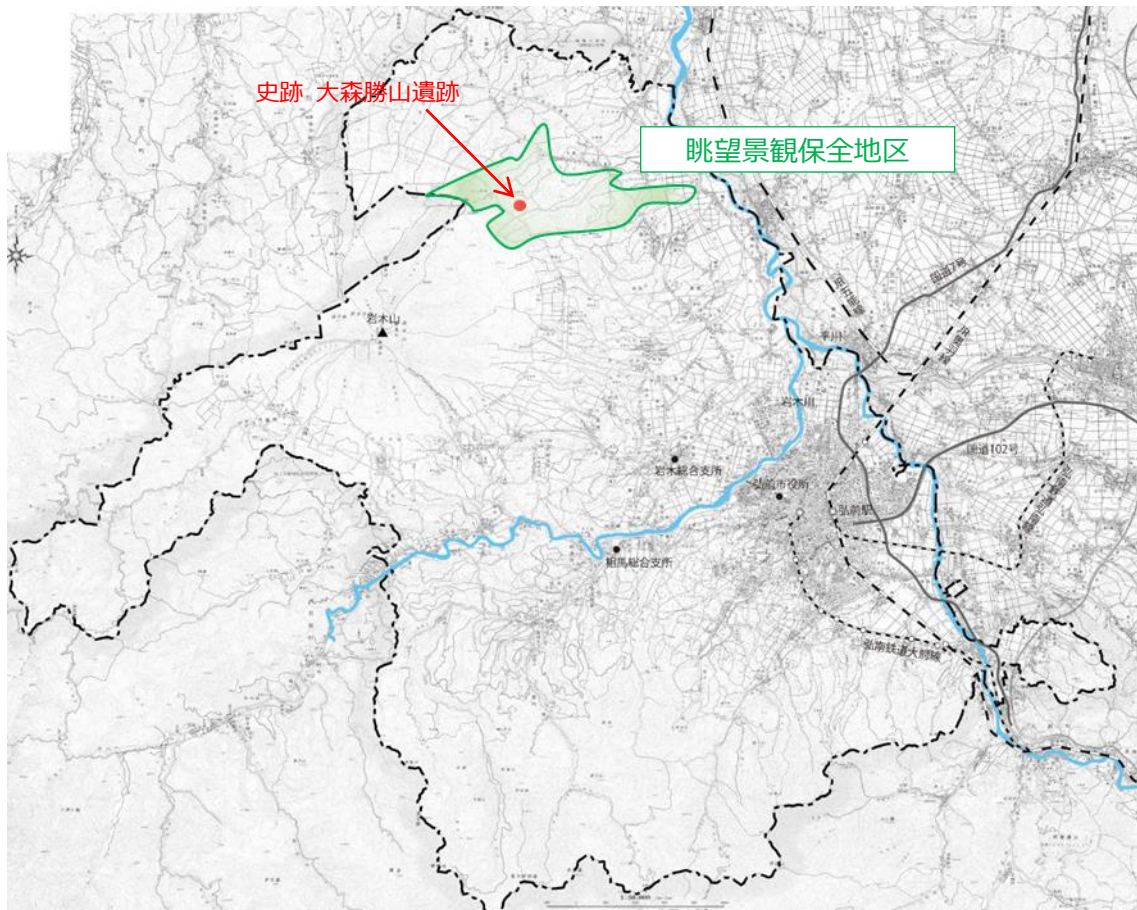
眺望景観保全地区

③大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区

【地区の概況】

大森勝山遺跡は縄文時代の環状列石を有する国指定史跡です。

遺跡からの岩木山及び周辺の眺望景観は、人工物がなく、縄文時代を彷彿とさせる景観が維持されています。



ア) 眺望確保範囲

遺跡から周辺 360 度を眺めたときに、樹木の背景に人工物が見えないよう眺望を確保するものとします。

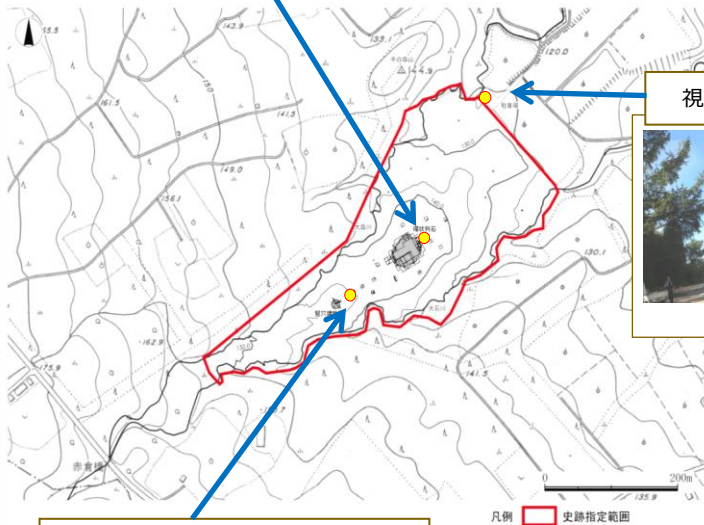
視点場① 環状列石から



南西（岩木山）方向の眺め



北東（大森・貝沢）方向の眺め



視点場③ 史跡出入口から



北東（大森・貝沢）方向の眺め

視点場② 竪穴式建物跡から



南西（岩木山）方向の眺め



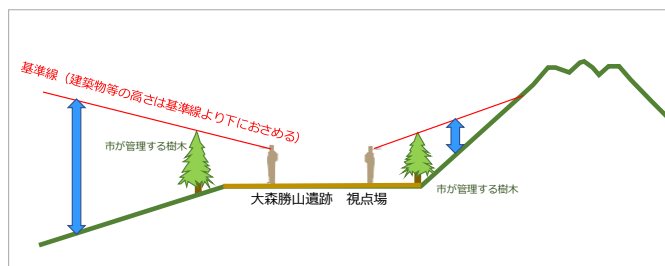
北東（大森・貝沢）方向の眺め

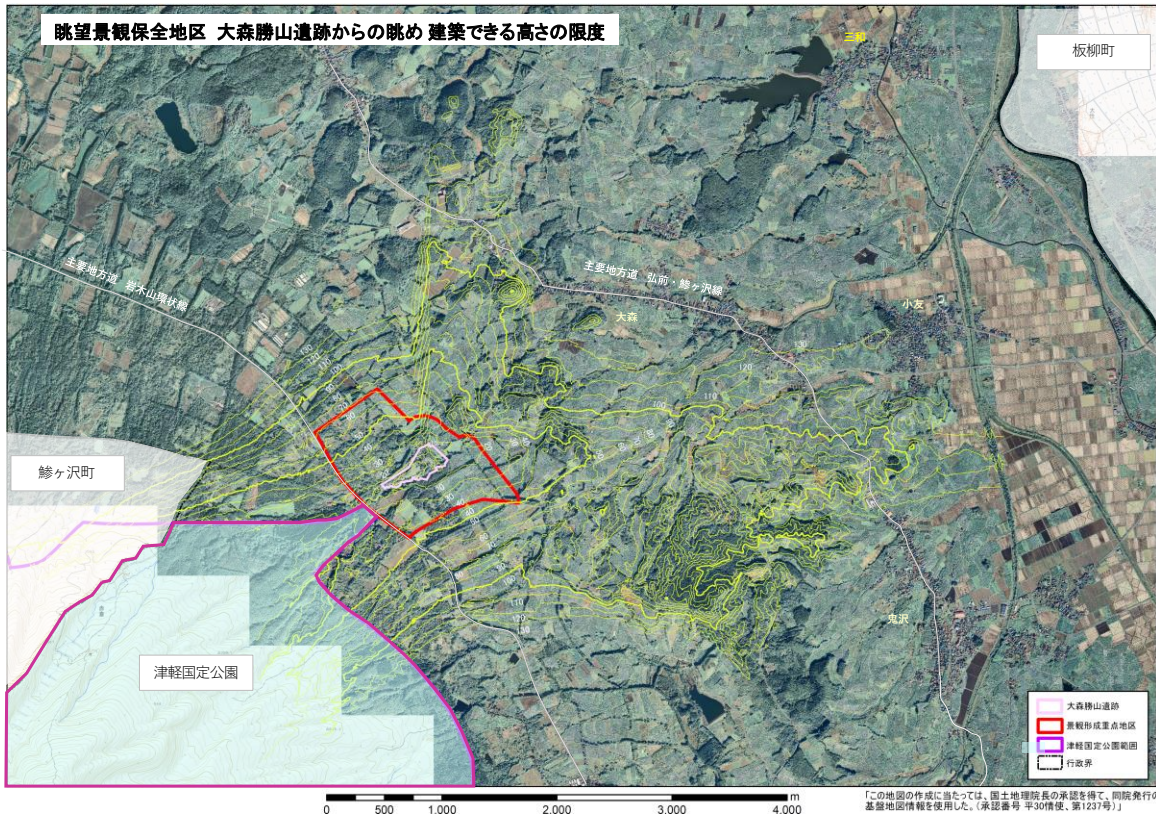
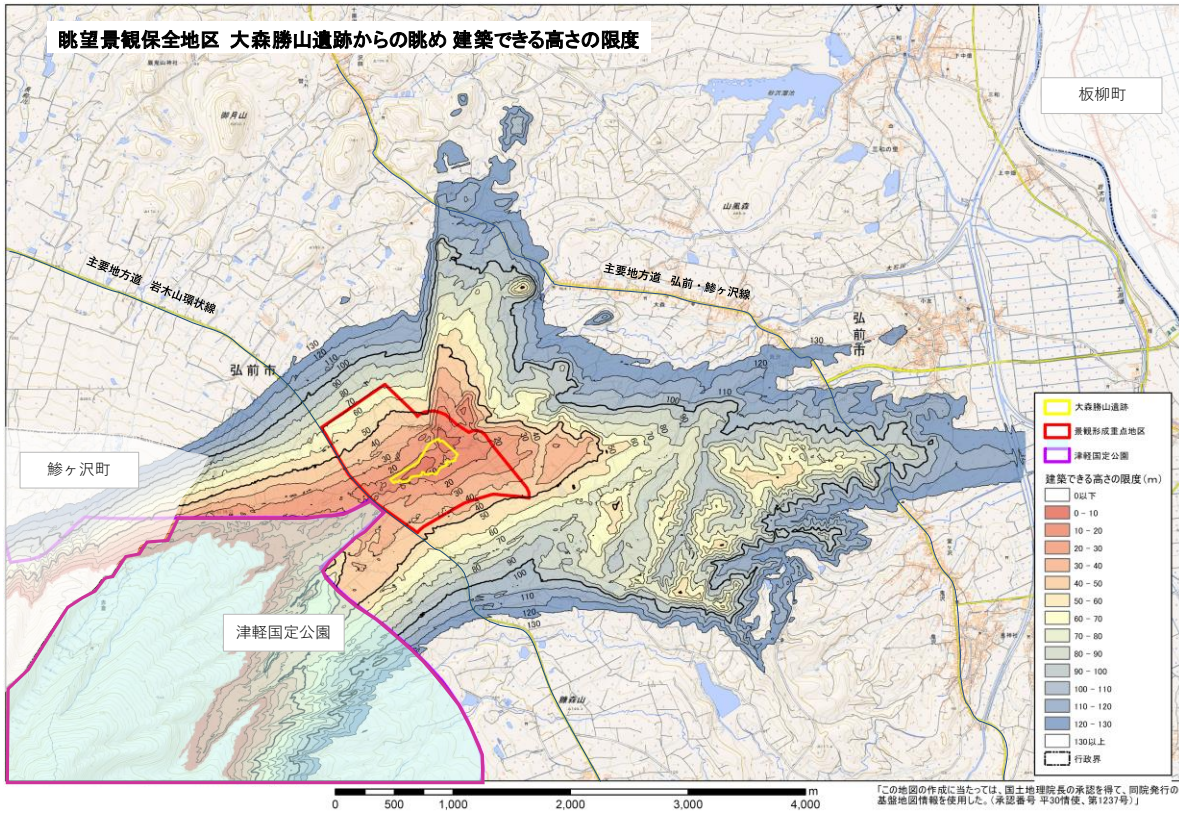
<大森勝山遺跡からの眺望景観保全地区の考え方>

遺跡周辺の市が管理する樹木をひとつのスクリーンとしてとらえ、遺跡内の視点場（視線の高さ 1.5m）を設定し史跡内からの見えかたを基準とし、そこから周囲 360 度、人工物が見えないことを原則とします。

○図：建築物の高さの限度の考え方イメージ

- 視点場① 史跡内の環状列石から
- 視点場② 史跡内の竪穴式建物跡から
- 視点場③ 史跡への出入口から





イ) 届出対象行為

行為の種類		届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)		高さ13m 又は建築面積1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ5m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが5m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
	自動車車庫の用途に供する立体的施設	
	街路灯及び照明灯	
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの	
	橋りょうその他これに類するもの	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く)	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
発電所、変電所その他これらに類するもの		
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ20m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積3,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)		
水面の埋立又は干拓		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの

1、※1及び※2に掲げる行為のうち、

①増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さ及び面積をいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

2、建築物の高さは、建築物の塔屋を含む高さをいう。

※景観形成重点地区内の行為については、景観形成重点地区の届出規模が優先します。

ウ) 景観形成基準

建築物・工作物	配置	・岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺めに配慮し、史跡を取り囲む樹木の背景に見えない高さとすること。
	規模	